

麻薬卸売業者における麻薬等の 取扱いについて



長崎県薬務行政室

R7連絡事項

■申請書ダウンロードサービス終了

これまで申請書様式を掲載していた申請書ダウンロードサービスが、令和8年3月末をもって終了します。 様式は今後薬務行政室ホームページに順次掲載していきます。

■「麻薬卸売業者における麻薬取扱の手引き」の改訂

主な変更点

- ・大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行（R6.12.12～）及び手数料の支払い方法変更（R7.1.1～）に伴う様式改訂

医療用麻薬の需要

■ 医療上使用されている麻薬

① あへん系麻薬

あへん末、あへんアルカロイド製剤、モルヒネ塩酸塩水和物、モルヒネ硫酸水和物、コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物等

② コカイン系麻薬

コカイン塩酸塩

③ 合成麻薬

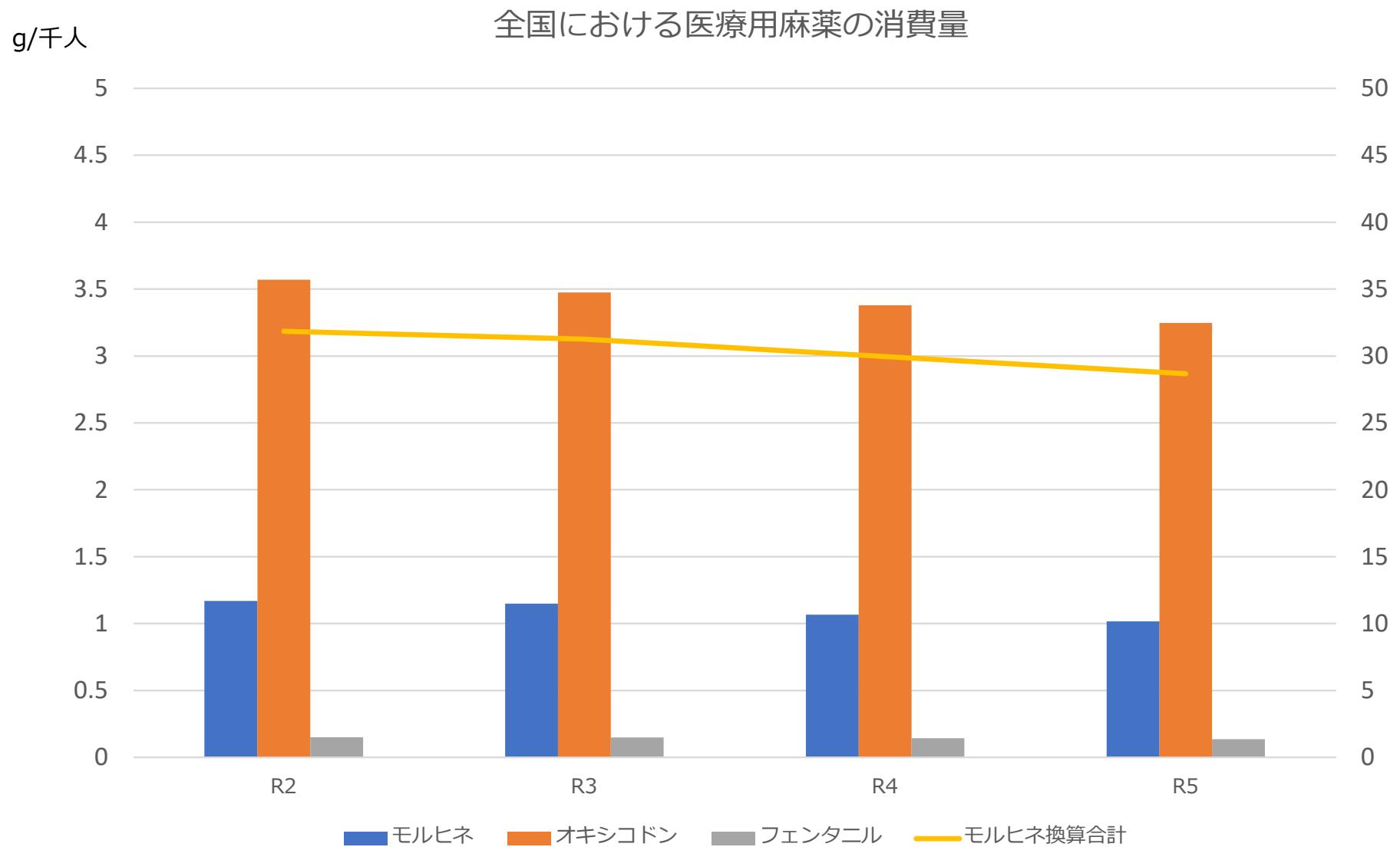
ペチジン塩酸塩、フェンタニル等

■ 全国における麻薬等の需給

- ・H30年度以降、あへんの輸入は行っていない。
- ・令和5年のモルヒネ製剤の消費量は100kg（前年比-11.5%）
- ・令和5年のオキシコドン製剤の消費量は519kg（前年比-10.1%）
- ・令和5年のフェンタニル製剤の消費量は17.1kg（前年比-11.9%）

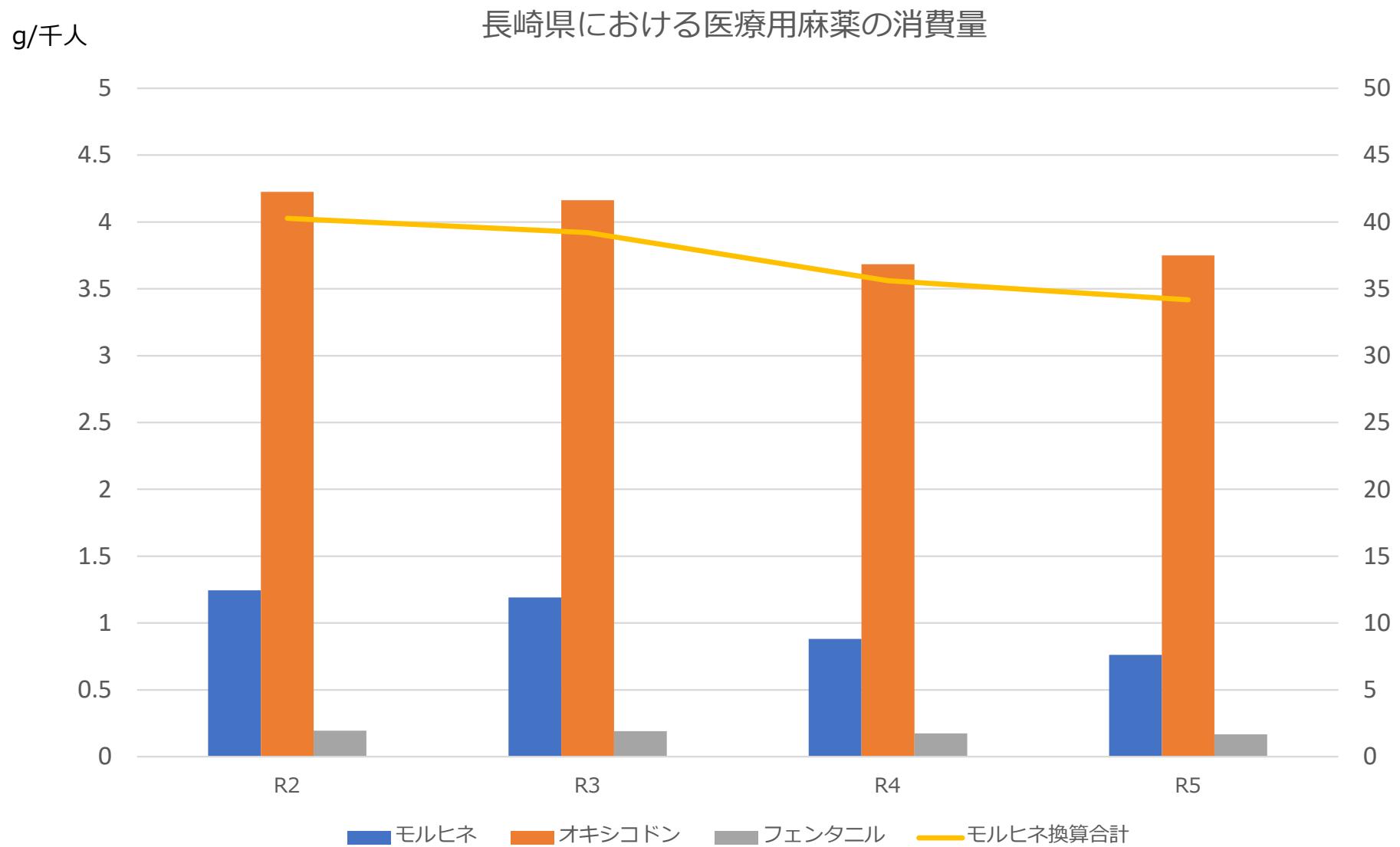
医療用麻薬の消費量

■全国における医療用麻薬の消費量



医療用麻薬の消費量

■長崎県における医療用麻薬の消費量



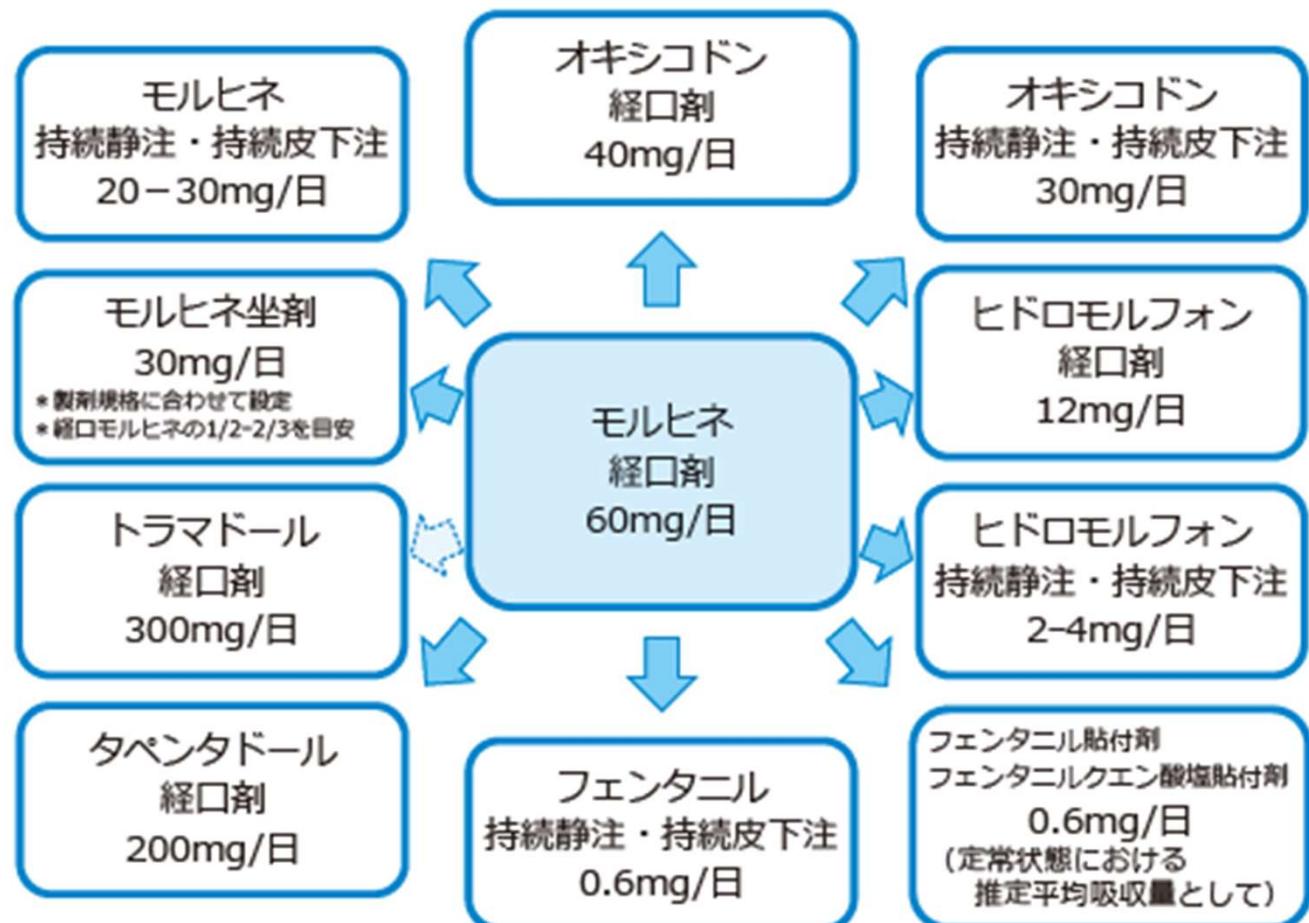
医療用麻薬の消費量

■ モルヒネ換算

モルヒネ
× 1

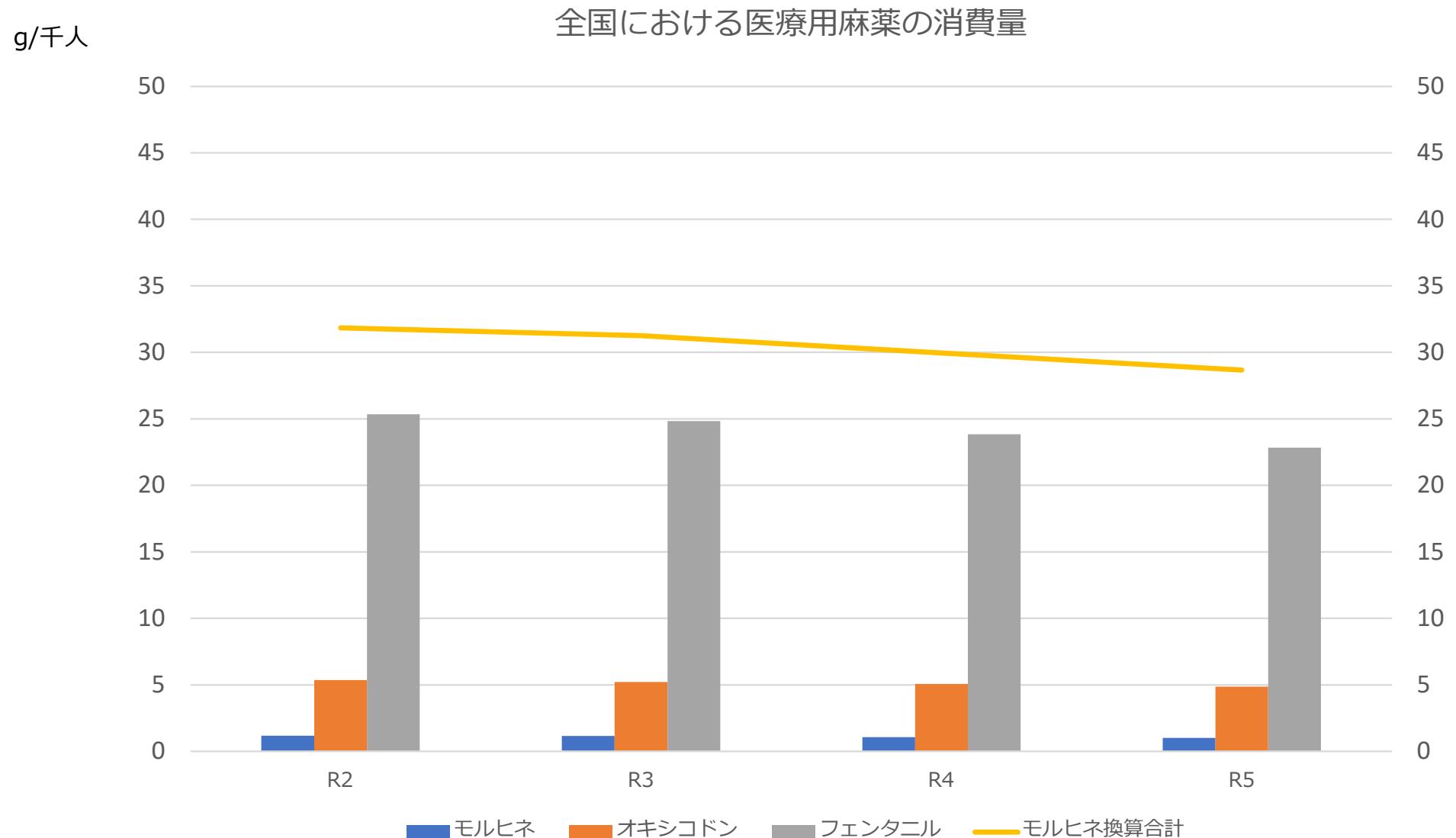
オキシコドン
× 1.5

フェンタニル
× 166.7



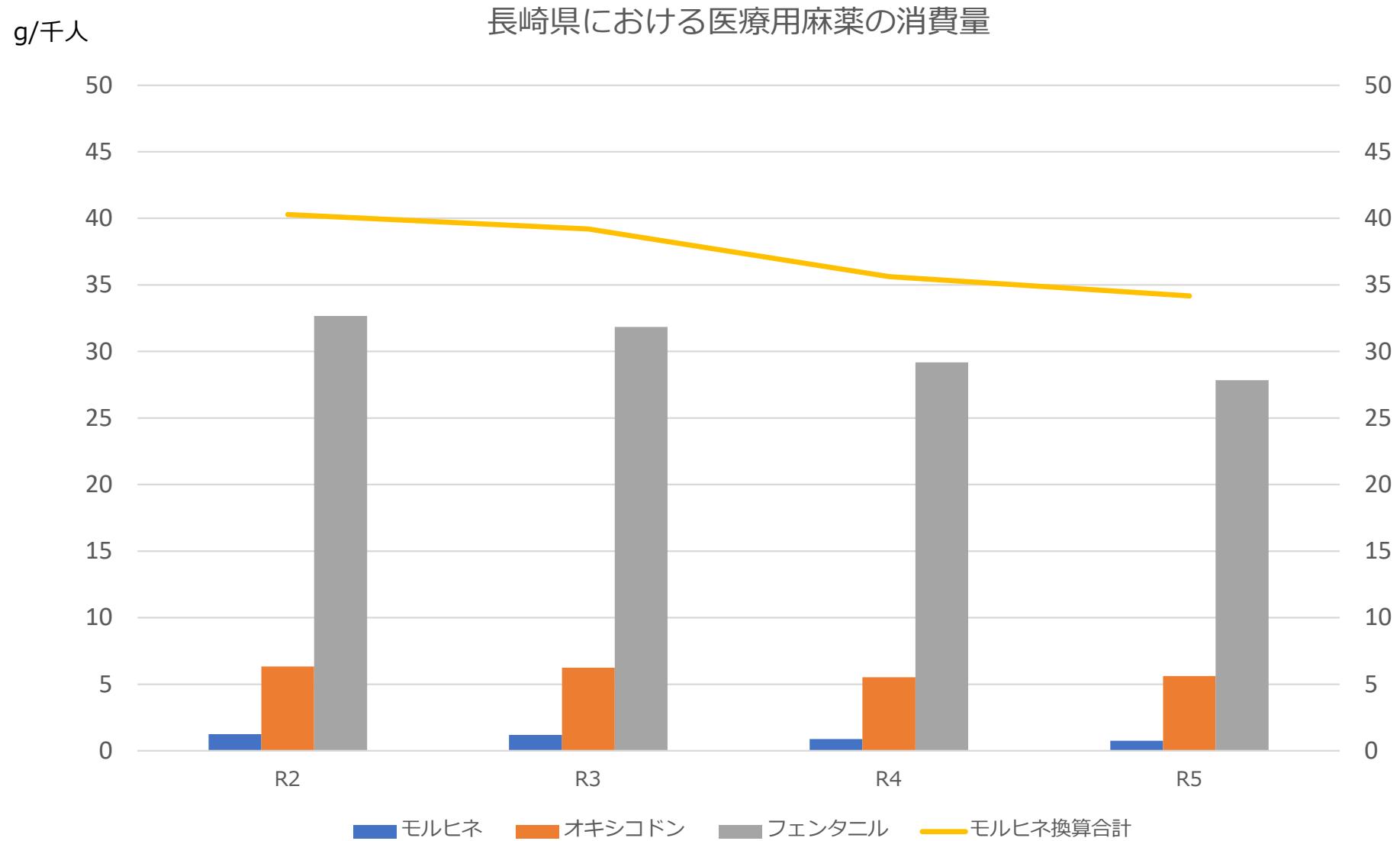
医療用麻薬の消費量

■全国における医療用麻薬の消費量（モルヒネ換算後）



医療用麻薬の消費量

■長崎県における医療用麻薬の消費量（モルヒネ換算後）



麻薬の自主回収について（過去の事例）

アルチバ静注用2mg



製品試験における対象サンプルの取り間違え
(2018年)

タペンタ錠50mg



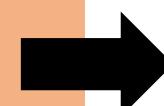
PTPシートに纖維状の異物
(2018年)

弱ペチロルファン注射液
ペチジン塩酸塩注射液35mg 「タケダ」
モルヒネ塩酸塩注射液10mg 「タケダ」
など7製品



注射剤に着色
(2018年)

ワンデュロパッチ0.84mg
ワンデュロパッチ6.7mg
ワンデュロパッチ1.7mg



分解物が承認規格値を超える可能性が否定できない
(2025年) 9

麻薬の自主回収について（改正法施行前）

1. 麻薬譲渡許可申請（九州厚生局麻薬取締部）



2. 許可を受ける



3. メーカーへ逆譲渡

【帳簿への記載方法】

譲渡品目、譲渡年月日、譲渡数量、譲渡先、麻薬譲渡許可番号、
許可年月日、製品番号

を記載してください。

麻薬の自主回収について（改正法施行後）

e-GOV 法令検索

■ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）閣法

未施行あり

□ 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
(令和七年法律第三十七号)

□ 令和7年11月20日 施行
(令和七年法律第三十七号)

目次

全表示 全非表示 差分箇所

目次
本則
第一章 総則

される麻薬を譲り渡す場合

二 麻薬診療施設の開設者が、麻薬（その使用による保健衛生上の危害の発生を防止するため回収する必要があるものに限る。次号、第八項ただし書、第九項ただし書及び第十一項ただし書において「要回収麻薬」という。）を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合

三 麻薬研究施設の設置者が、要回収麻薬を麻

麻薬元卸売業者等

要回収麻薬

麻薬卸売業者

要回収麻薬

麻薬小売業者等

※改正法が施行されるまでは譲渡許可の取得が必要です

管理

麻薬卸売業者が譲り受ける、又は譲り渡す麻薬について、次に掲げる事項等を責任を持って行ってください。

- ① 受入れ（麻薬元卸売業者等からの譲り受け）
- ② 払い出し（麻薬小売業者等への譲り渡し）
- ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回、在庫管理等）
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類（譲渡証、譲受証、麻薬にかかる帳簿）の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出、半年期の届出

麻薬の譲受相手・譲渡相手

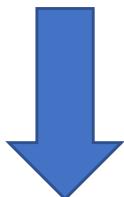
譲受できる相手



麻薬卸売業者

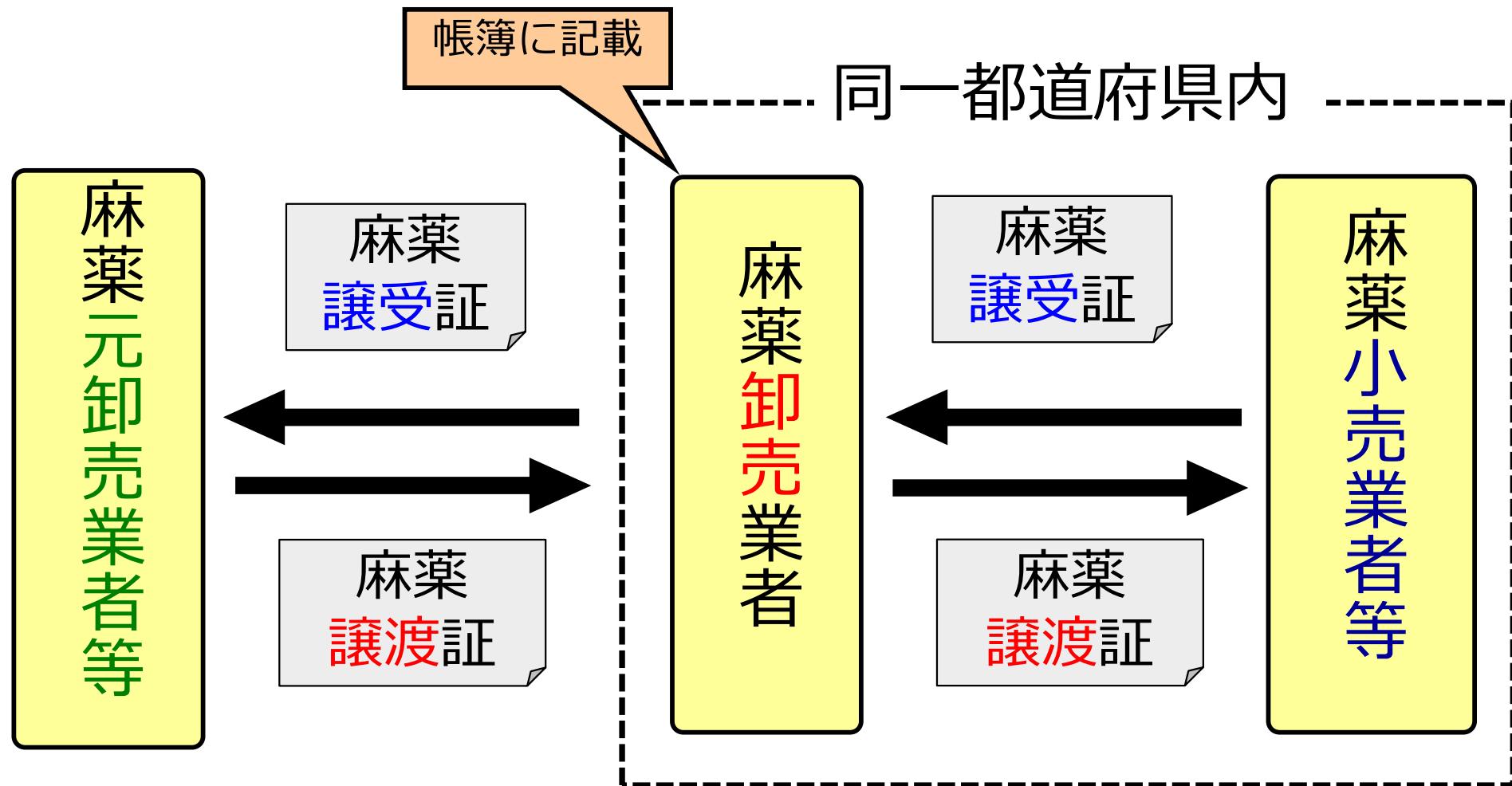
- 麻薬輸入業者
- 麻薬製造業者
- 麻薬製剤業者
- 麻薬元卸業者
- 同一県内の麻薬卸売業者

譲渡できる相手



- 同一県内の麻薬卸売業者
- 麻薬小売業者
- 麻薬診療施設の開設者
- 麻薬研究施設の設置者

麻薬卸売業者との譲渡譲受



※麻薬譲受証をあらかじめ麻薬元卸売業者等に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。

麻薬の譲渡・譲受時の注意事項

譲受証

記載事項、押印等の不備の確認

譲渡証

- ① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか
- ② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか
- ③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか

麻薬譲受証・譲渡証は2年間保存

麻薬の譲渡・譲受時の注意事項

- 麻薬を譲り渡すとき、麻薬小売業者等の責任において麻薬譲受証を作成されているのか確認してください。
- 理由なく麻薬の購入量が急に増えるなど不審な麻薬小売業者等があれば、薬務行政室又は保健所にその旨を連絡してください。

麻薬譲受証

<麻薬譲受証の記載例>

※1 該当する項目（麻薬管理者等）
を○で囲んでください。

※2 個人開設：開設者の氏名を記載し、私印を押印
法人開設：法人の名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印
国、地方公共団体開設：施設の名称及び施設長の職名、氏名を
記載し、施設長印等を押印

麻 薬 譲 受 証				年 ●●月 △△日
譲受人の免許証の番号	第 <input type="text"/> 号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名（法人にあっては、名称）	医療法人〇〇会 理事長 浦上一郎 印 ※2			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者 ※1	免許証の番号	第 <input type="text"/> 口口口 号	氏名	浦上太郎 印 ※麻薬管理者等の氏名記載、押印
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在 地	長崎市〇〇町×××番地		
	名 称	医療法人〇〇会 ○○病院		
品 名	容 量	個 数	数 量	備 考
塩酸モルヒネ末	5g	1	5g	○○○○

医療法人〇〇会
△△病院理事長
麻薬専用の印

支店名まで記載

製品番号を記載

記録

- 帳簿を備える
- 最終の記載の日から 2 年間保存

①譲り受けた麻薬	品名、数量、年月日 相手方の氏名又は名称及び住所
②譲り渡した麻薬	
③廃棄した麻薬	品名、数量、年月日
④事故のあった麻薬	

帳簿

品名	モルヒネ塩酸塩注射液 (10mg . 1mL)			単位	A
年月日	受入	払出	残量	備考	
○. 9. 1			500	前帳簿から繰越し	
○. 9. 2	100		600	○○製薬 (大阪市○○1-2-3) から購入 製品番号S-1～S-10 R○. 9. 3納品	到着日
○. 9. 6		50	550	○○病院 (長崎市○○3-2-1) へ 製品番号T-1～T-5	

讓渡証の日付

讓渡証の日付

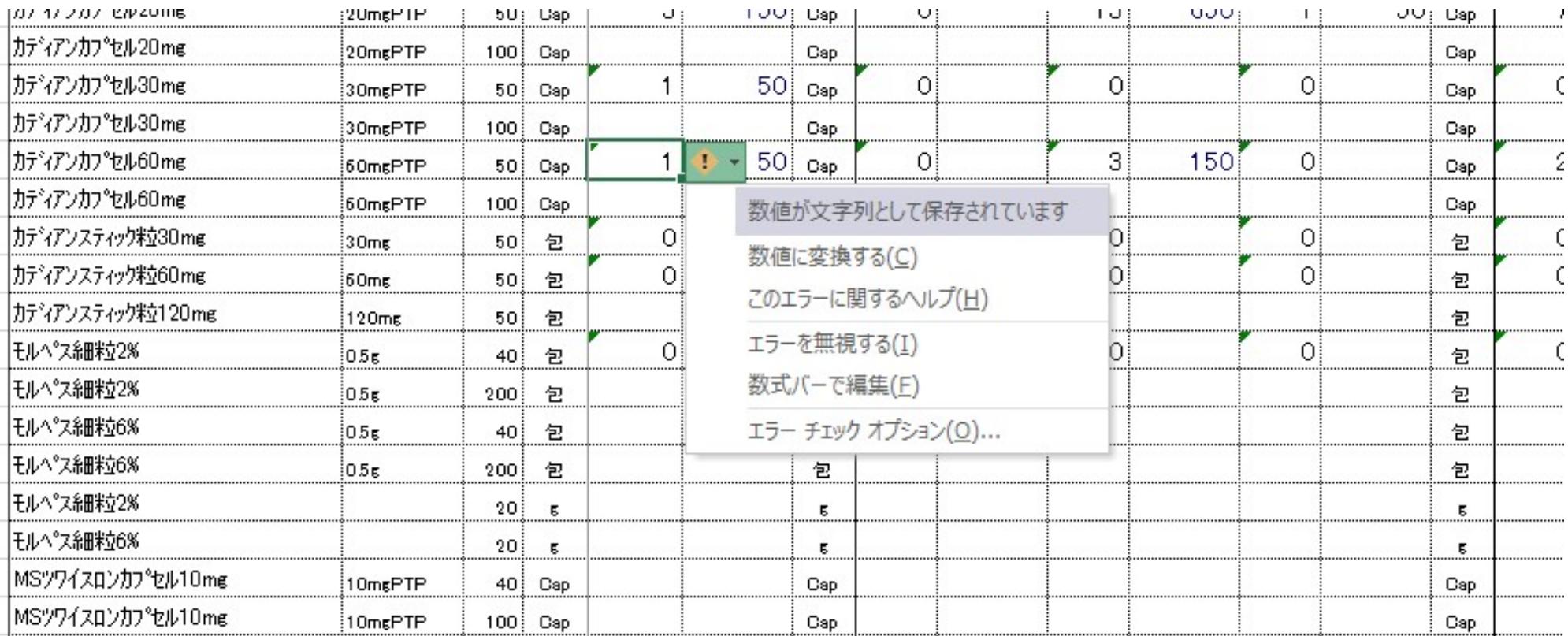
半期報

- 半期ごとの報告：上半期（1月～6月）、下半期（7月～12月）
- 期間満了後、15日以内に提出
- 在庫なしの場合も報告が必要
- 紙と電子媒体での提出
- 前期の期末数量と本期の期始数量は一致

※必ず、帳簿と在庫数を照合して報告してください。

※県内の麻薬消費量として薬務行政概要に掲載しています。

- 容器数を入力すると、数量が自動計算される。
 - セル・行・列の削除・追加・結合などは不可
 - セルの高さや幅、フォントの変更は可



A screenshot of a Microsoft Excel spreadsheet. The table has columns labeled '品目' (Item), '規格' (Specification), '単位' (Unit), '数量' (Quantity), '備考' (Remarks), and several empty columns. The cell at row 10, column 4 contains the value '1'. A dropdown arrow is open next to this cell, revealing a context menu with the following options:

- 数値が文字列として保存されています (The value is saved as text)
- 数値に変換する (C) (Convert to value)
- このエラーに関するヘルプ (H) (Help for this error)
- エラーを無視する (I) (Ignore error)
- 数式バーで編集 (E) (Edit in formula bar)
- エラー チェック オプション (O)...

■ 数値が**文字列**として保存されている場合があります。

この場合、数値として計算されないため、必ず
数値として保存してください。

向精神薬試験研究施設に関する注意喚起

向精神薬試験研究施設設置者の登録等に関する注意について(通知)

〔 平成30年12月11日 30薬第294号
長崎県医薬品卸業組合理事長宛 長崎県薬務行政室長 〕

薬務行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今般、県内の向精神薬卸売業者において、麻薬及び向精神薬取締法(以下、「法」という。)第50条の5に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けていない施設に対し、向精神薬を譲渡していた事案が発生しております。

本事案については、大学の組織再編に伴い、新たな登録が必要であったにもかかわらず、大学の研究施設が向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けていなかったことが発端であり、向精神薬卸売業者もその登録状況等の確認をしないまま、その研究施設に対し、向精神薬を販売していたものです。

つきましては、向精神薬の適正な流通を図るため、向精神薬を向精神薬試験研究施設の設置者へ譲渡する場合、下記事項にご留意いただくよう貴組合員に対し周知方お願いします。

向精神薬試験研究施設に関する注意喚起

1. 向精神薬を向精神薬試験研究施設の設置者へ譲渡する場合は、購入者等が常時取引関係にある場合を除き、購入者等から登録票の写しその他資料の提示を受けるとともに、購入者等が大学の場合は、使用者が所属する研究室等がどの学部・組織に属するか確認すること。なお、この場合、法第50条の23第1項に規定する向精神薬を譲渡した相手方の氏名又は名称の記録に、大学の研究室名を含めることが望ましい。
2. 学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設が登録を受けるべき対象施設については、大学の場合、医学部、薬学部、理学部等の学部、大学に置かれている研究所がそれぞれ登録の対象施設となることから、これまで取引のない研究室からの注文があった場合についても、当該研究室が、向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けている学部・組織であるか改めて確認すること。

まとめ

**不正流通防止のため、
社内での管理徹底をお願いします。**

- 異常販売等のチェック
- 従業員に対する、教育・指導
- 市場情報の把握及び提供
- 盗難、紛失時の届出

<麻薬及び向精神薬取締法第1条（抜粋）>

麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。